

各都道府県総務部長
（市区町村担当課扱い）
各人事委員会事務局長
全国人事委員会連合会長
全国公平委員会連合会長

殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
（公印省略）

令和3年度「措置要求及び審査請求の状況等に関する調査」の結果を踏まえた
地方公共団体における措置要求、審査請求及び苦情相談の適正な運用等について

各地方公共団体の協力により実施した「令和3年度における地方公務員の措置要求及び
審査請求の状況等に関する調査」について、結果を取りまとめましたので通知します。

措置要求及び審査請求については、職員の正当な権利・利益を保護し、公正かつ適正な
人事行政の確保に資する制度として大きな役割を果たしてきたところです。また、苦情相
談については、措置要求及び審査請求に必ずしも至らないような職員の苦情を早期に把
握し、事態の深刻化を防ぐ制度として重要な役割を果たしています。

近年、会計年度任用職員制度の導入、パワーハラスメント対策の法制化を含む各種ハラ
スメントへの対策の強化や、定年引上げ・育児休業制度の改正など、地方公共団体の人事
行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

これに伴い、職員が安心して相談等を行うことができる中立的かつ専門的な人事機関
としての人事委員会や公平委員会の役割は一層重要なものになっています。

各人事委員会及び公平委員会におかれましては、近年の状況等も踏まえ、引き続き措置
要求、審査請求及び苦情相談について公正かつ迅速な処理を行うことに加え、職員に対し
て各種制度の周知を充実させることなど各種制度を活用しやすい環境を整備すること等
についても、適切に対応していただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（一部事務組合を含む。）に対
してもこの旨周知いただきますようお願いします。

なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システム
を通じて、各市区町村に対して情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助
言）に基づくものです。

記

1 措置要求及び審査請求への対応

- (1) 措置要求及び審査請求の処理件数及び処理率については、年度によって差はあるものの、概ね新規の要求・請求件数と同程度の処理がなされている。両制度ともに職員の正当な権利・利益を保護する目的であることを踏まえ、引き続き公正かつ迅速に対応いただきたいこと。
- (2) 審理開始困難事案(注)については、各団体において関係当事者との話し合いや審査継続意思の確認などを進めていただいているものと認識しているが、依然として、未処理となっている事案が存在する団体においては、引き続き事案の状況に応じて計画的に対応いただきたいこと。

(注) 審理開始困難事案とは、職員団体等による同一内容の大量措置要求等で、要求者側の都合等によりその審理開始が困難となっているもの又は職員団体等による違法な争議行為に対する処分に係る審査請求で、請求者側の都合等によりその審理開始が困難となっているもののうち、令和3年3月31日現在未処理期間が10年以上の事案を指す。なお、個人による措置要求又は審査請求であっても、職員団体主導でなされたものである場合にはこれに該当する。

2 苦情相談への対応

苦情相談については、新規の相談件数及び処理件数が過去5年間毎年度増加している。令和3年度の新規の相談内容は、「パワーハラスメント」が最も多くなっている。パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントについて人事委員会又は公平委員会への苦情相談が可能であることを積極的に職員に周知するなどして、パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメント事案も含め、職員の様々な苦情を早期に把握し、事態の深刻化を防ぐことができるよう、引き続き苦情相談しやすい環境の整備について一層配慮いただきたいこと。

3 各制度の職員への周知

措置要求、審査請求及び苦情相談のいずれの制度についても、職員への周知が十分に行われていない状況が明らかになっている。職員が制度を利用するためには、まず人事委員会又は公平委員会が中立的かつ専門的な人事機関として苦情相談等を受け付けていることを認識する必要がある。調査結果も参考に、庁内イントラやホームページ等への掲載、職員に向けたパンフレット等の配布など様々な方法により、幅広く周知が行われるよう取り組んでいただきたいこと。

また、会計年度任用職員も、これらの制度の対象となることから、募集・任用の際には、人事委員会又は公平委員会への苦情相談等の対象となる旨を説明するとともに、各種制度の周知に当たっては、会計年度任用職員についても対象となることを明記するなど、必要な周知が行われるようご留意いただきたいこと。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部公務員課
公務員第4係 西野、松井
電話 03-5253-5544 (直通)

令和3年度「措置要求及び審査請求の状況等に関する調査」
結果の概要

- 地方公務員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に
ついての審査請求等に関して令和3年度(一部令和4年4月1日現在)
における状況について調査を実施

【調査対象】 人事委員会又は公平委員会(令和4年4月1日現在)
【主な調査項目】 ・勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての
審査請求の状況
・苦情処理の状況
・各制度の職員への周知方法

<<目次>>

1. 措置要求及び審査請求の状況

- (1) 処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
(2) 要求及び請求の内容・・・・・・・・・・・・・・・・P2
(3) 処理結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
(4) 処理期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
(5) 未処理期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6

2. 苦情処理の状況

- (1) 処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7
(2) 相談内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
(3) 処理結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9

3. 各制度の職員への周知方法・・・・・・・・・・・・P10

1. 措置要求及び審査請求の状況

(1) 処理状況

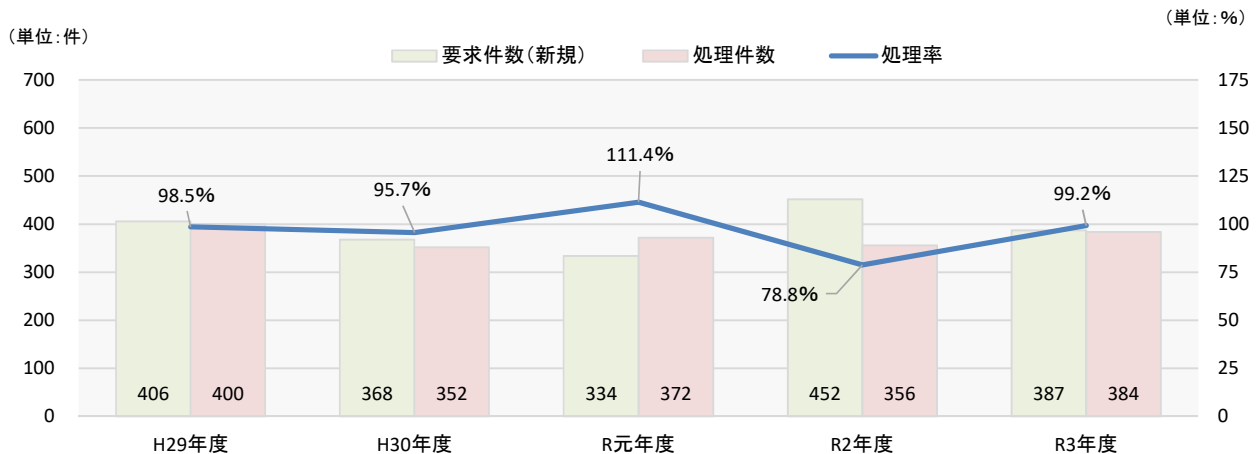
- 令和3年度の新規の措置要求件数は、387件で前年度比で65件減少した。
- 令和3年度の新規の審査請求件数は、121件で前年度比で3件増加した。
- 処理件数及び処理率については、年度によって差はあるものの、概ね新規の要求・請求件数と同程度の処理がなされている。

○ 令和3年度の措置要求及び審査請求の処理状況

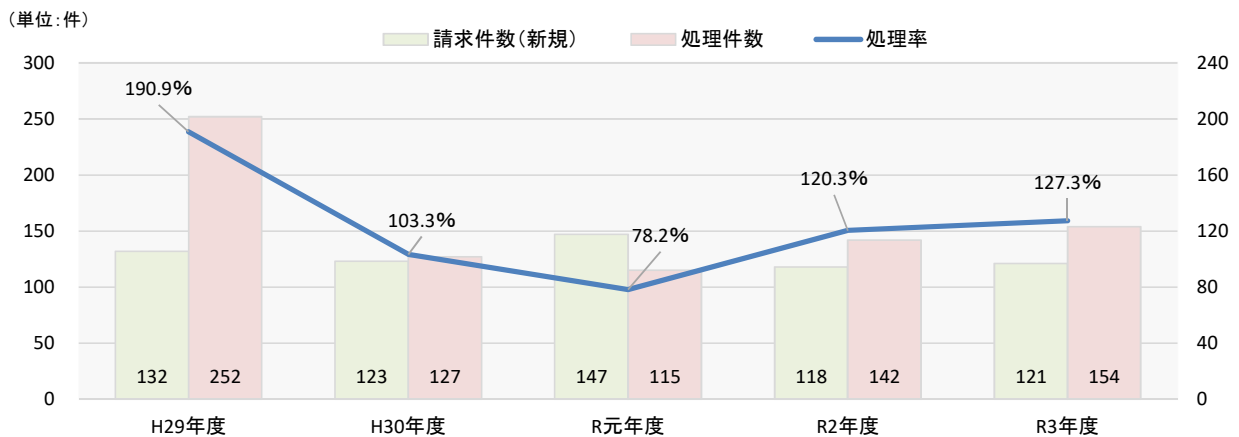
	要求・請求件数		処理件数	繰延件数	(単位:件、%)
	前年度からの繰越	新規	処理	繰延	
	①	②	③	④=①+②-③	
措置要求	242 (144)	387 (452)	384 (356)	245 (240)	99.2 (78.8)
審査請求	328 (308)	121 (118)	154 (142)	295 (284)	127.3 (120.3)

(注) ()は前年度を示す

○ 過去5年間の措置要求の処理状況の推移



○ 過去5年間の審査要求の処理状況の推移

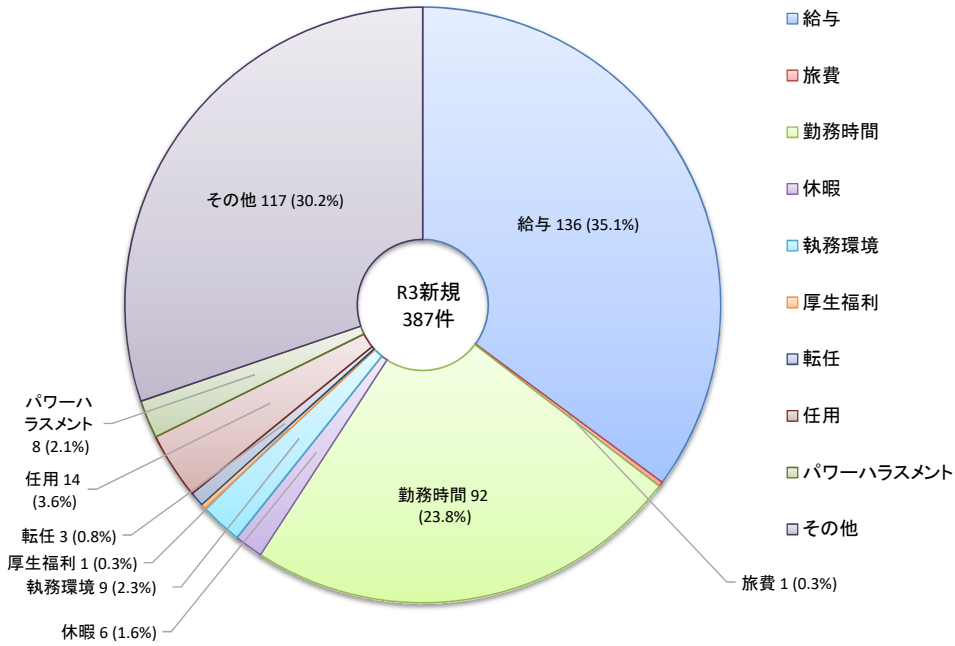


(2) 要求及び請求の内容

- 措置要求では、「給与」及び「勤務時間」で全体の約6割を占めている。
- 審査請求では、「懲戒免職」の割合が最も高く、「減給」、「その他」、「停職」と続いている。
- 過去3年間の推移をみると、措置要求では令和3年度に「給与」の比率が減少している。
一方、審査請求では、分限処分(降給、降任、休職及び分限免職)が15%前後で推移し、懲戒処分(戒告、減給、停職及び懲戒免職)が6～7割台で推移している。

○ 令和3年度の新規の措置要求の内容

(単位:件、%)

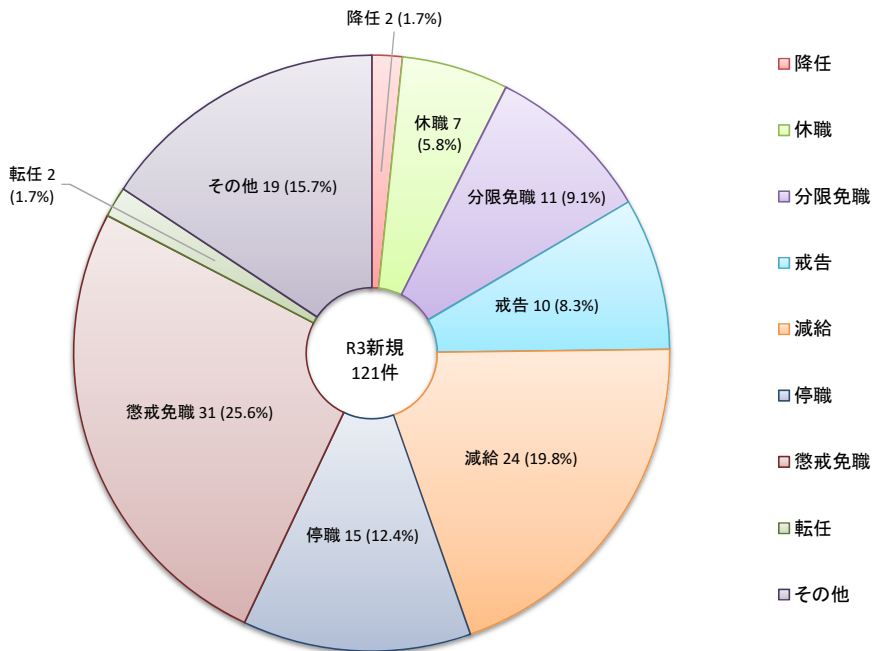


(注1) 件数には前年度からの繰越件数を含まない

(注2) 「セクシュアルハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」は該当なし

○ 令和3年度の新規の審査請求の内容

(単位:件、%)

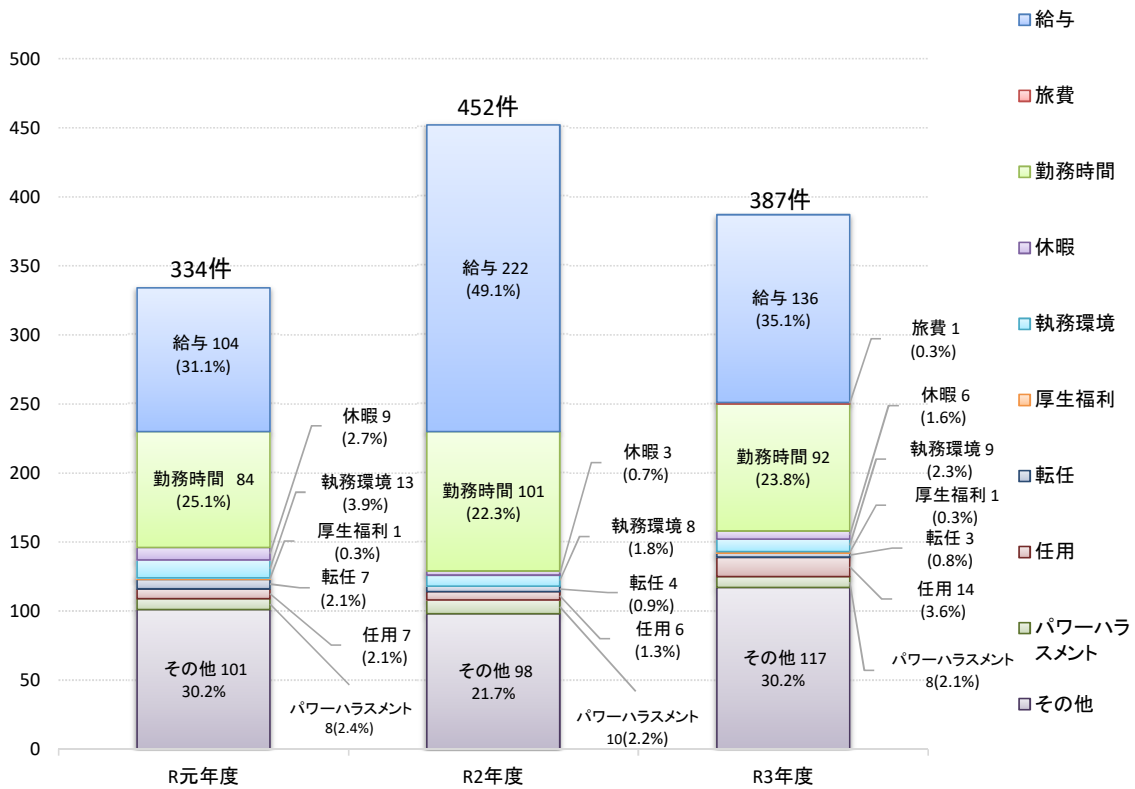


(注1) 件数には前年度からの繰越件数を含まない

(注2) 「降給」は該当なし

○ 過去3年間の新規の措置要求の内容の推移

(単位:件、%)

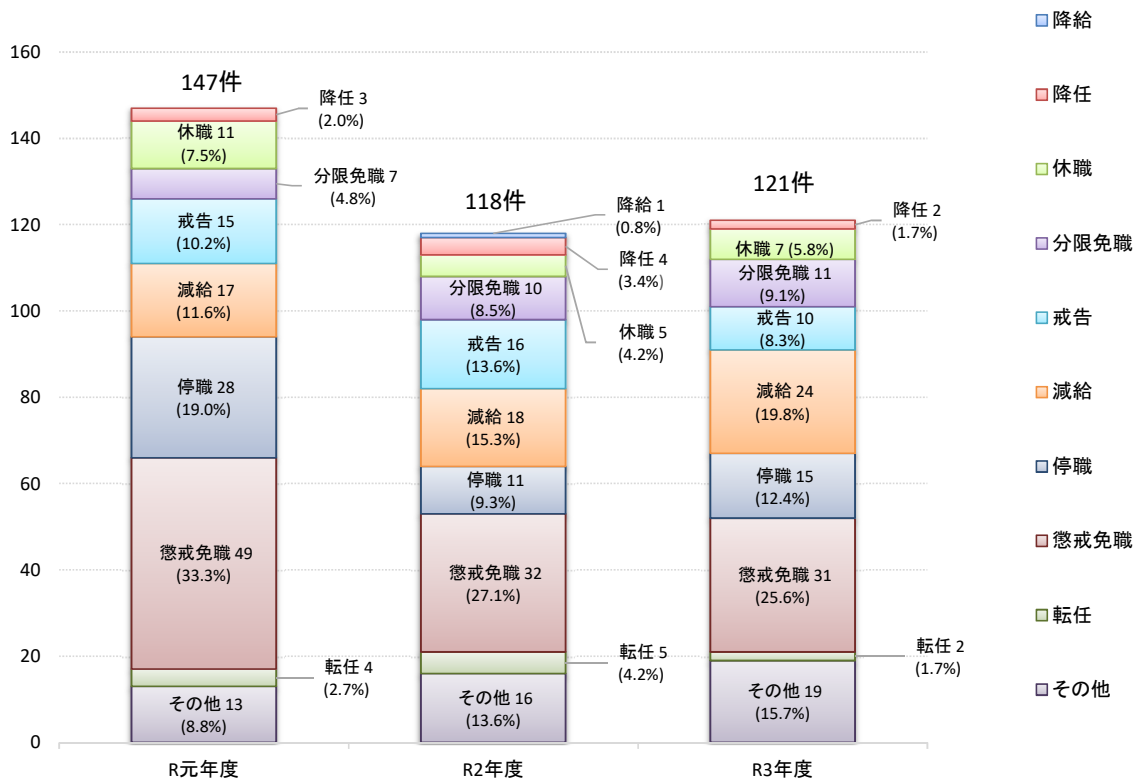


(注1) 件数には前年度からの繰越件数を含まない

(注2) 「セクシュアルハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」は該当なし

○ 過去3年間の新規の審査請求の内容の推移

(単位:件、%)



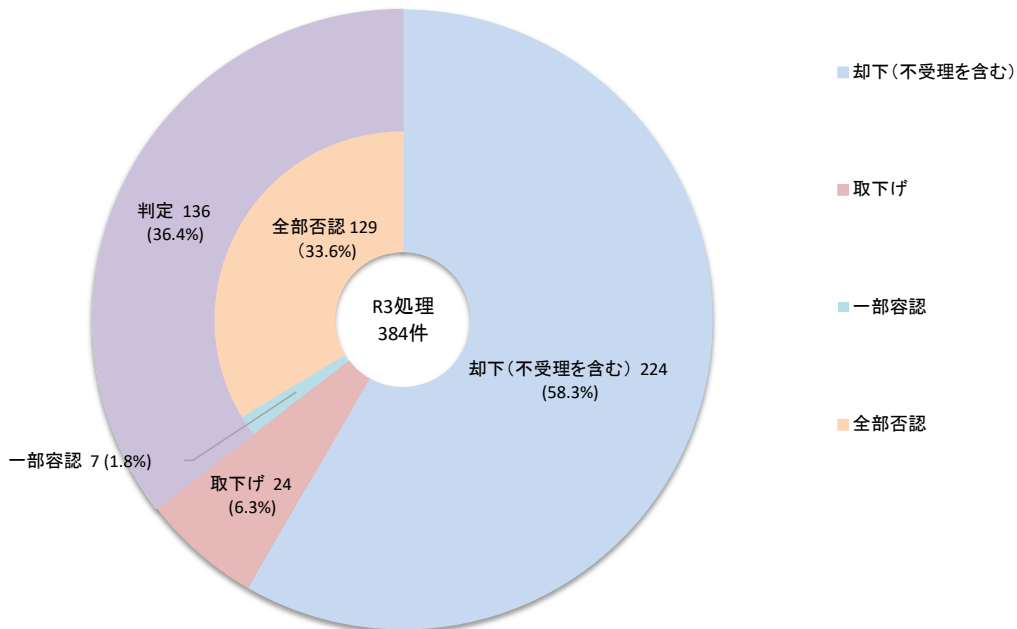
(注) 件数には前年度からの繰越件数を含まない

(3) 処理結果

- > 措置要求では、「却下」が約6割を占めており、「全部否認」が続いている。
- > 審査請求では、「処分承認」が約4割を占めており最も多く、「取下げ」、「却下(不受理を含む)」が続いている。

○ 令和3年度の措置要求の処理結果

(単位:件、%)

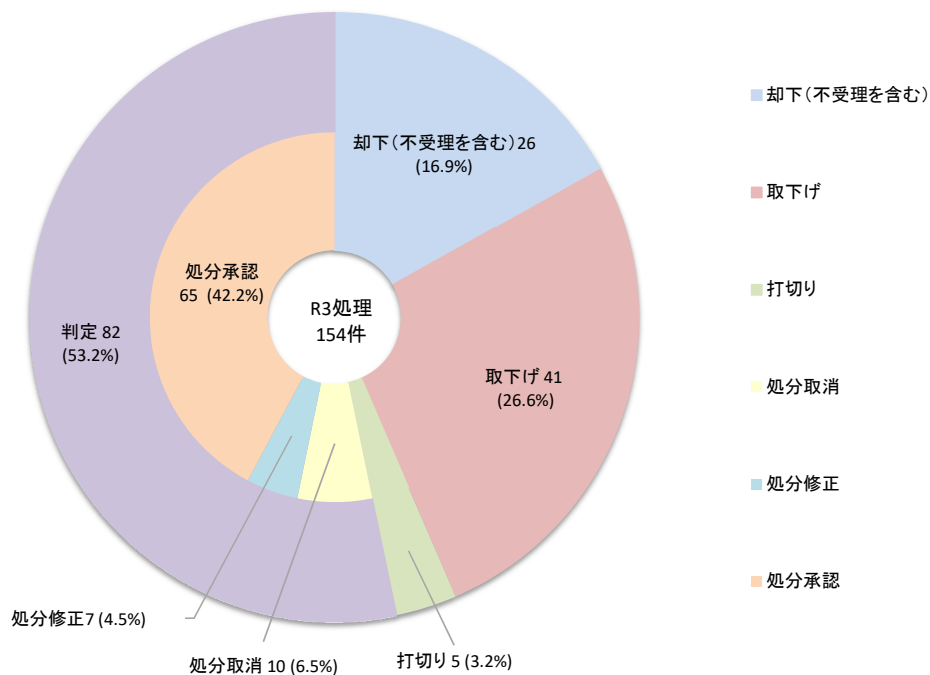


(注1)「判定」は措置要求事案のうち、審査が行われたものをいう

(注2)「打ち切り」、「全部容認」は該当なし

○ 令和3年度の審査請求の処理結果

(単位:件、%)



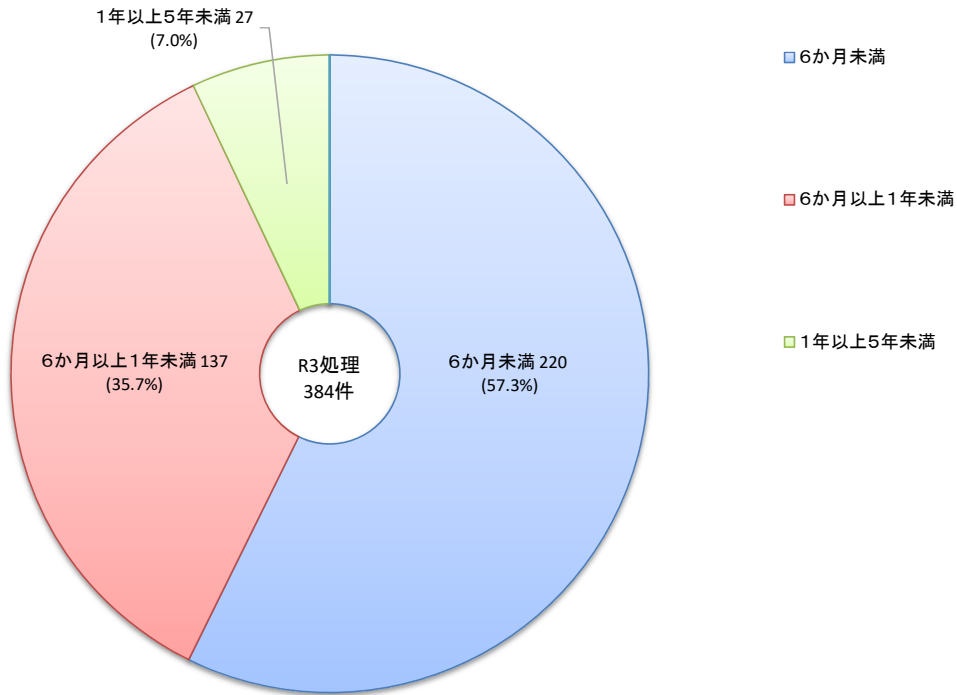
(注)「判定」は審査請求事案のうち、審査が行われたものをいう

(4) 処理期間

- 措置要求では、「6か月未満」が57.3%と最も多く、1年未満が全体の9割以上を占めている。
- 審査請求では、「1年以上5年未満」が38.3%と最も多く、1年未満が全体の約4割を占めている。

○ 令和3年度の措置要求の処理期間

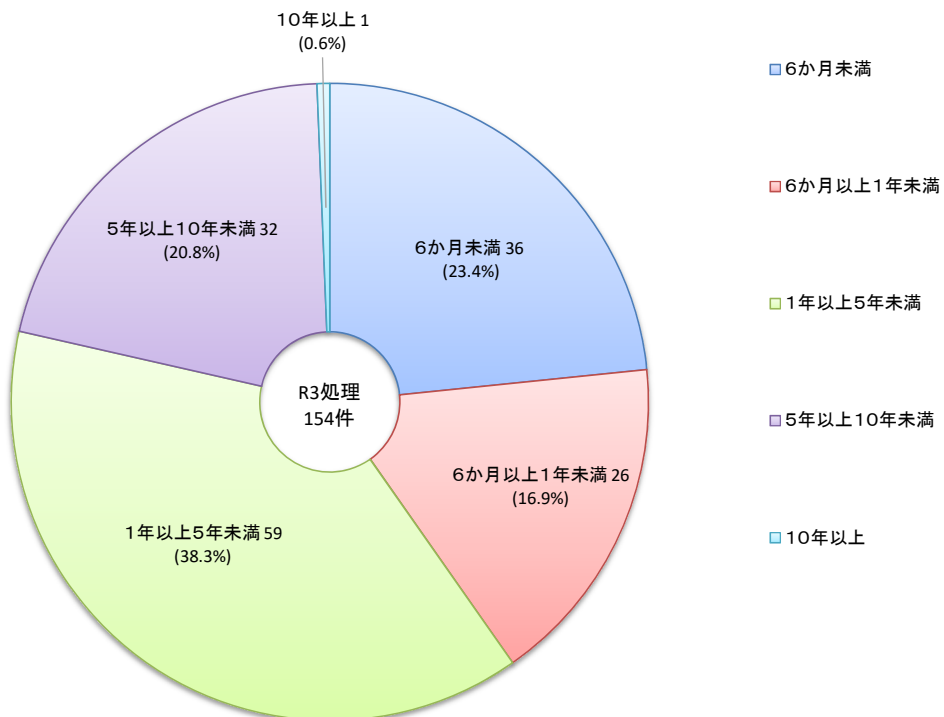
(単位:件、%)



(注)「5年以上10年未満」、「10年以上」は該当なし

○ 令和3年度の審査請求の処理期間

(単位:件、%)

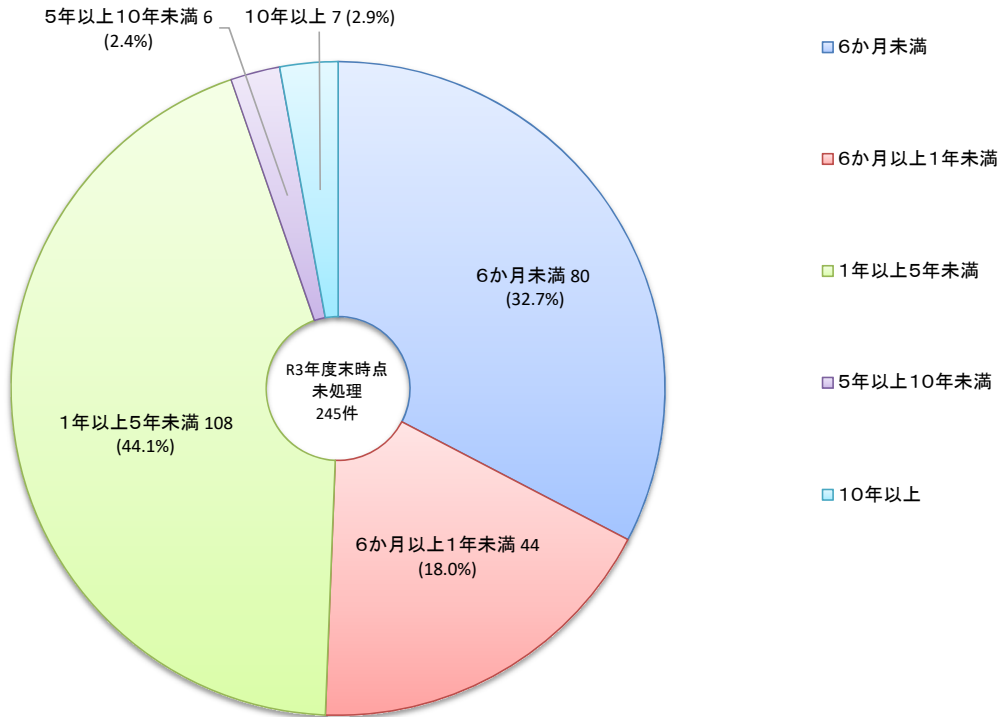


(5) 未処理期間

- 措置要求では、「1年以上5年未満」が最も多く、「6か月未満」、「6か月以上1年未満」が続いている。
- 審査請求では、「1年以上5年未満」が最も多く、「10年以上」、「5年以上10年未満」が続いている。

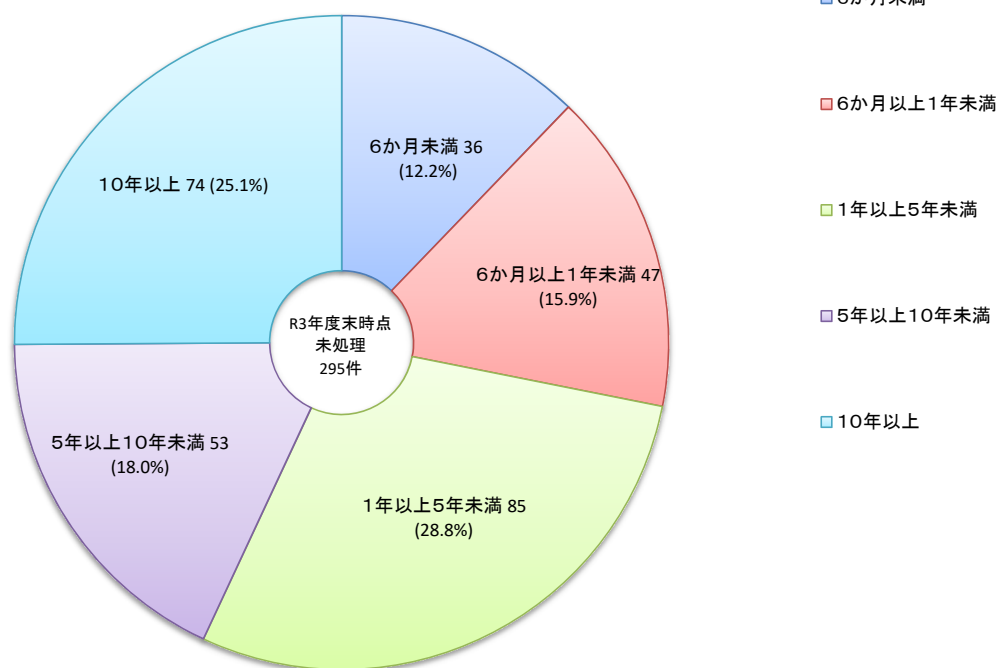
○ 措置要求の未処理期間(R3年度末時点)

(単位:件、%)



○ 審査請求の未処理期間(R3年度末時点)

(単位:件、%)



2. 苦情相談の状況

(1) 処理状況

- 相談件数及び処理件数は毎年増加傾向にあり、相談件数は1,992件で前年度比で119件、処理件数は2,003件で前年度比で135件増加しており、いずれも過去5年間で最も多い。
- 処理件数及び処理率については、概ね新規の相談件数と同程度の処理がなされている。

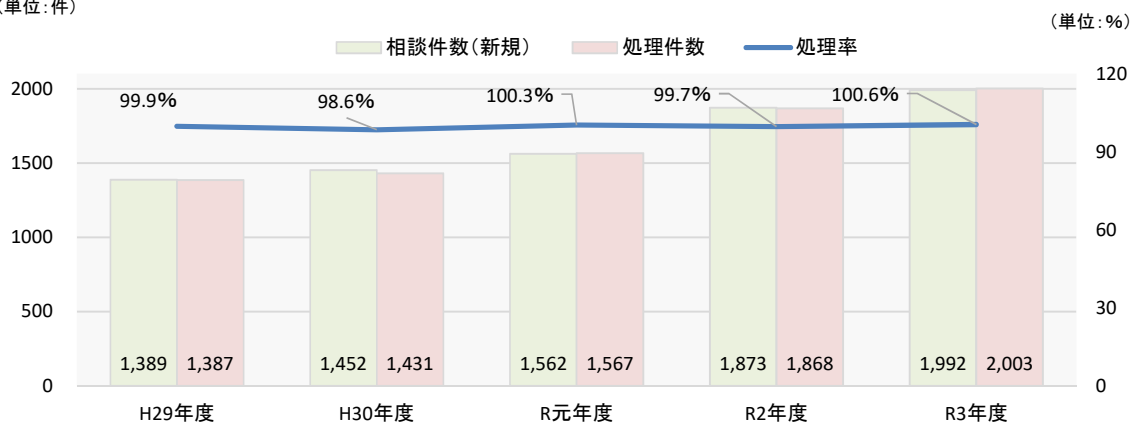
○ 令和3年度の苦情相談の処理状況

	相談件数		処理件数	繰延件数	(単位:件、%)
	前年度からの繰越	新規	処理	繰延	処理率
	①	②	③	④=①+②-③	③/②
苦情処理	49 (47)	1,992 (1,873)	2,003 (1,868)	38 (42)	100.6 (99.7)

(注) ()は前年度を示す

○ 過去5年間の苦情相談の処理状況の推移

(単位:件)

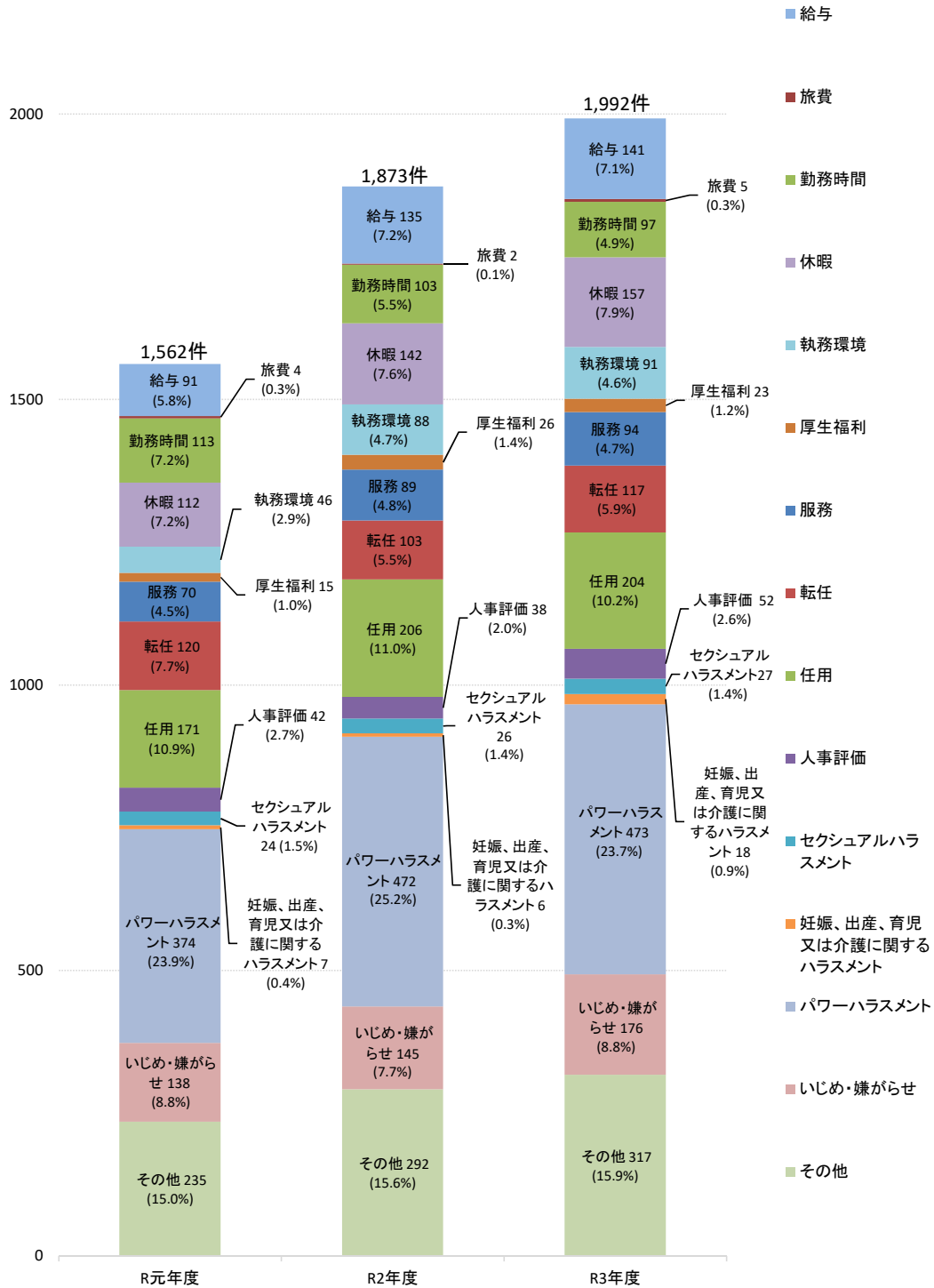


(2) 相談内容

「パワーハラスメント」が全体の約4分の1を占め、最も多く、「その他」、「任用」、「いじめ・嫌がらせ」、「休暇」が続いている。

○ 過去3年間の新規の苦情相談の相談内容

(単位: 件、%)



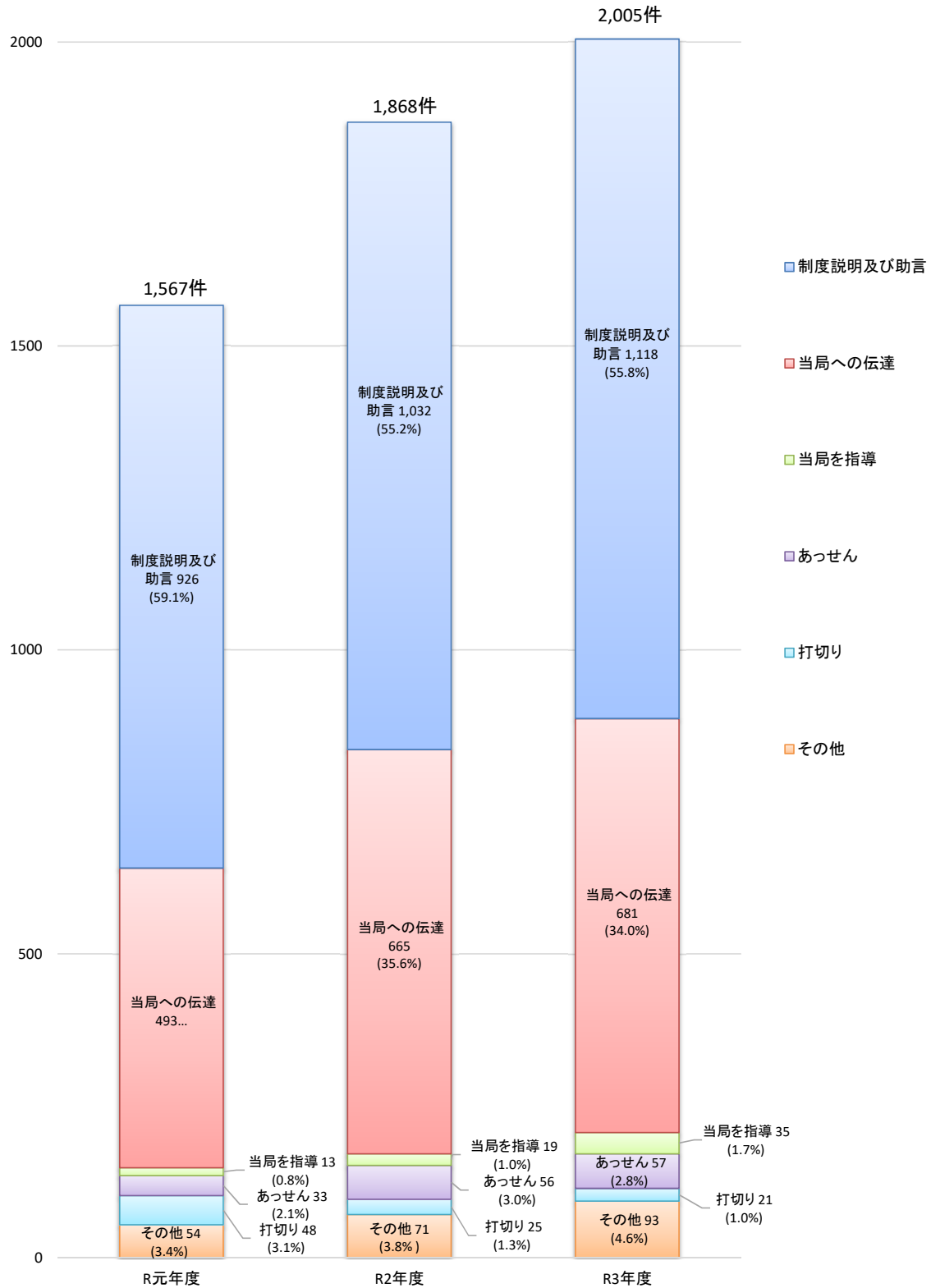
(注) 相談件数には前年度からの繰越件数を含まない

(3) 処理結果

➤ 「制度説明及び助言」が半数以上を占め、「当局への伝達」と合わせると前年度同様約9割程度となっている。

○ 過去3年間の苦情相談の処理結果

(単位: 件、%)



3. 各制度の職員への周知状況

- 措置要求、審査請求、苦情相談のいずれの制度についても、特に周知を行っていない団体が半数以上を占めている。
- 特に、市区町村等においては、7割以上が取り組みを行っていない状況にある。

○ 措置要求制度の職員への周知状況

(単位:件、%)

措置要求 (複数回答可)	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村等(951)		合計(1,018)	
	会計年度任用職員	それ以外	会計年度任用職員	それ以外	会計年度任用職員	それ以外	会計年度任用職員	それ以外
	職員に向けたパンフレット等の配布	3(6.4%)	4(8.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	15(1.6%)	19(2.0%)	18(1.8%)
ホームページへの掲載	27(57.4%)	28(59.6%)	4(20.0%)	4(20.0%)	81(8.5%)	86(9.0%)	112(11.0%)	118(11.6%)
庁内イントラ等への掲載	10(21.3%)	10(21.3%)	14(70.0%)	15(75.0%)	90(9.5%)	101(10.6%)	114(11.2%)	126(12.4%)
職員への定期的なメール送信	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	4(0.4%)	7(0.7%)	4(0.4%)	7(0.7%)
掲示板への周知文等の掲示	1(2.1%)	1(2.1%)	1(5.0%)	1(5.0%)	21(2.2%)	22(2.3%)	23(2.3%)	24(2.4%)
職員研修会での周知	1(2.1%)	2(4.3%)	0(0%)	1(5.0%)	16(1.7%)	28(2.9%)	17(1.7%)	31(3.0%)
特に周知は行っていない	16(34.0%)	15(31.9%)	5(25.0%)	4(20.0%)	762(80.1%)	758(79.7%)	783(76.9%)	777(76.3%)

○ 審査請求制度の職員への周知状況

(単位:件、%)

審査請求 (複数回答可)	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村等(951)		合計(1,018)	
	会計年度任用職員	それ以外	会計年度任用職員	それ以外	会計年度任用職員	それ以外	会計年度任用職員	それ以外
	職員に向けたパンフレット等の配布	3(6.4%)	4(8.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	15(1.6%)	19(2.0%)	18(1.8%)
ホームページへの掲載	27(57.4%)	28(59.6%)	4(20.0%)	4(20.0%)	81(8.5%)	86(9.0%)	112(11.0%)	118(11.6%)
庁内イントラ等への掲載	10(21.3%)	10(21.3%)	14(70.0%)	15(75.0%)	91(9.6%)	101(10.6%)	115(11.3%)	126(12.4%)
職員への定期的なメール送信	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	4(0.4%)	7(0.7%)	4(0.4%)	7(0.7%)
掲示板への周知文等の掲示	1(2.1%)	1(2.1%)	1(5.0%)	1(5.0%)	21(2.2%)	22(2.3%)	23(2.3%)	24(2.4%)
職員研修会での周知	1(2.1%)	2(4.3%)	0(0.0%)	1(5.0%)	16(1.7%)	27(2.8%)	17(1.7%)	30(2.9%)
特に周知は行っていない	16(34.0%)	15(31.9%)	5(25.0%)	4(20.0%)	761(80.0%)	760(79.9%)	782(76.8%)	779(76.5%)

○ 苦情相談制度の職員への周知状況

(単位:件、%)

苦情相談 (複数回答可)	都道府県(47)		指定都市(20)		市区町村等(951)		合計(1,018)	
	会計年度任用職員	それ以外	会計年度任用職員	それ以外	会計年度任用職員	それ以外	会計年度任用職員	それ以外
	職員に向けたパンフレット等の配布	6(12.8%)	7(14.9%)	3(15.0%)	2(10.0%)	27(2.8%)	33(3.5%)	36(3.5%)
ホームページへの掲載	38(80.9%)	38(80.9%)	6(30.0%)	6(30.0%)	83(8.7%)	87(9.1%)	127(12.5%)	131(12.9%)
庁内イントラ等への掲載	26(55.3%)	27(57.4%)	18(90.0%)	19(95.0%)	139(14.6%)	155(16.3%)	183(18.0%)	201(19.7%)
職員への定期的なメール送信	1(2.1%)	1(2.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	17(1.8%)	20(2.1%)	18(1.8%)	21(2.1%)
掲示板への周知文等の掲示	6(12.8%)	6(12.8%)	2(10.0%)	2(10.0%)	38(4.0%)	40(4.2%)	46(4.5%)	48(4.7%)
職員研修会での周知	5(10.6%)	7(14.9%)	1(5.0%)	2(10.0%)	27(2.8%)	46(4.8%)	33(3.2%)	55(5.4%)
特に周知は行っていない	0(0.0%)	0(0.0%)	1(5.0%)	0(0.0%)	693(72.9%)	685(72.0%)	694(68.2%)	685(67.3%)

(注)割合は、各区分の人事委員会又は公平委員会の合計数に占める割合
市区町村等の数(951)は、「令和2年度措置要求及び審査請求の状況等に関する調査」の「表9公平委員会の設置状況(隔年調査)」に基づく